

八幡浜市農林漁業共同化資金利子補給金交付要綱

〔令和6年9月30日〕
制 定

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱（昭和35年5月12日愛媛県要綱。以下「県要綱」という。）に基づく農林漁業共同化資金（以下「資金」という。）を融資する愛媛県信用漁業協同組合連合会に対し八幡浜市農林漁業共同化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することにより、農林漁業者等の経営の近代化と合理化を図り、もってその振興に資することを目的とする。

(利子補給)

第2条 市長は、愛媛県信用漁業協同組合連合会（県要綱第2第8項により融資適格の承認を受けている場合に限る。以下「融資機関」という。）に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

(利子補給金の額等)

第3条 前条に規定する利子補給金の額は、利子補給金の交付を受けようとする年の前年（1月1日から12月31日までの期間とする。）における資金の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に年1.00パーセント以内の利子補給率を乗じて得た金額とする。

2 利子補給の期間は、5年以内とする。

(交付申請)

第4条 第2条の規定により利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、八幡浜市農林漁業共同化資金利子補給金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）、事業成績書（様式第2号）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、毎年1月20日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは利子補給金を交付することを決定し、必要な条件を付して八幡浜市農林漁業共同化資金利子補給金交付決定通知書（様式第3号）により、融資機

関に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた融資機関は、速やかに請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、当該受理した日から起算して40日以内にこれを交付するものとする。

(利子補給の打ち切り及び返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給の金額の全部若しくは一部の返金を命ずるものとする。

- (1) 利子補給の対象となる資金を借り受けた者が、その借入金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 融資機関が、この要綱又はこれに基づいて行う指示に違反したとき。
- (3) 融資機関が、利子補給金の交付条件に違反したとき又は不正に交付を受けたとき。
- (4) 融資機関が、提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、不正な行為があると認めたとき。

(報告の徴収等)

第8条 融資機関は、市長が当該融資機関の行った利子補給に係る資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。